

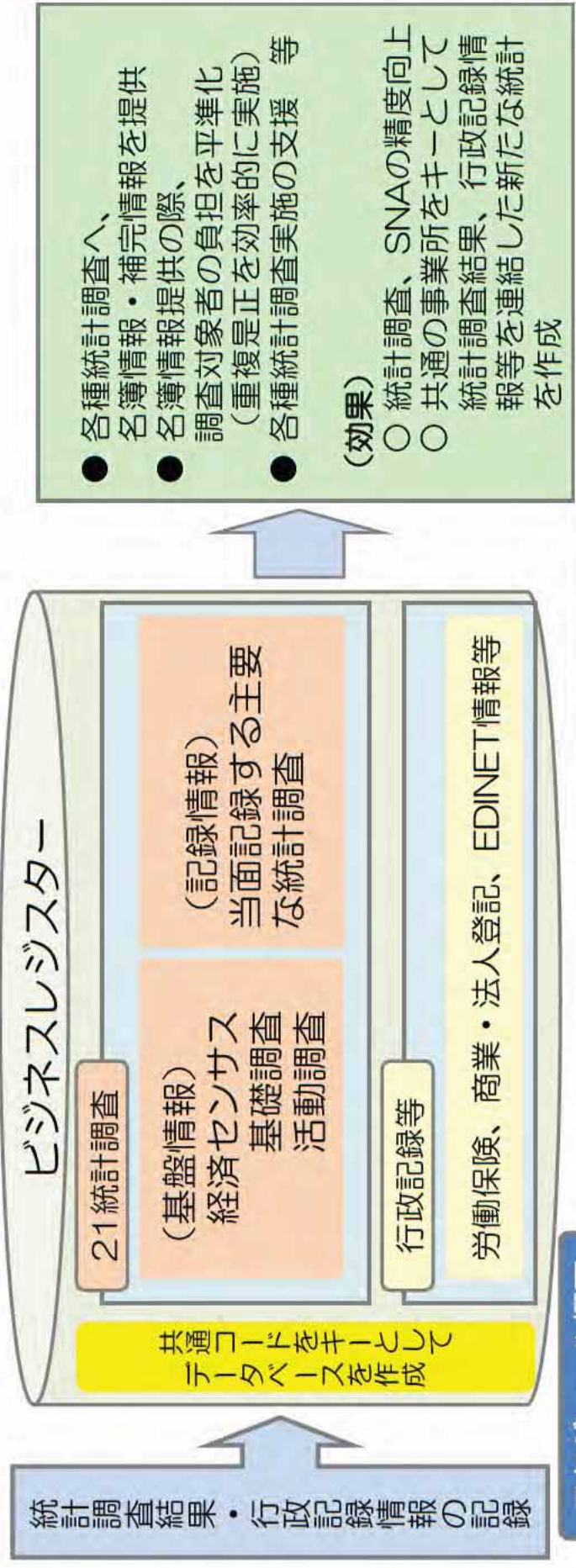
ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用

（総務省（統計局）作成資料）

事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）について

- 各種統計調査、行政記録情報へ共通事業所コードを付与し、それを基にデータベース化
- 世界の主要国において、既に産業統計の基盤として整備・運用中

→ 我が国でも、新統計法第27条において、総務大臣が整備するデータベースとして新たに位置付け



スケジュール概要

- ◇ 22年度 「事業所母集団データベースの整備方針」決定
- ◇ 23年度～ 新システムの開発、運用管理規程（案）の策定、データ記録等の準備
- ◇ 24年 7月～ 新システムの運用試験
- ◇ 25年 1月 新システムの運用開始（予定）
- ◇ 25年 6月末 H24年次プログラムの提供開始（予定）

ビジネスレジスタの整備に係るこれまでの取組について①

平成22年度までの取組・経緯

- 平成14年 事業所・企業データベースの運用開始
〔 事業所・企業統計調査（経済センサスの前身調査、5年に2回実施）のデータをデータベース化し、各種統計調査の名簿情報として活用 〕
- 平成19年 統計法の改正
〔 総務大臣が整備するデータベースとして、新たにビジネスレジスタの整備を法律上規定 〕
- 平成21年3月 「公的統計の整備に関する基本的な計画（閣議決定）」の策定
〔 政府方針としてビジネスレジスタの整備を明記
⇒ 労働保険情報等の活用に向けた検討等 〕
- 平成22年9月 統計委員会から総務大臣宛に、整備の推進について意見
〔 ①基盤的・共通的な統計調査の記録 ②統計調査に対する補完データの提供
③各府省の統計データ管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用
④ビジネスレジスタ内の統計データの時系列的整備 ⑤調査客体の重複是正等の推進 〕
- 平成23年3月 「事業所母集団データベースの整備方針（総務大臣決定）」を策定
〔 統計委員会からの意見等を踏まえ策定
共通事業所・企業コードの保持を推進
〔 「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン（総務省政策統括官（基準担当）決定）」に追加 〕 〕

ビジネスレジスタの整備に係るこれまでの取組について②

平成23年度の取組

整備方針に基づき、具体的な検討を実施。

○ ビジネスレジスターシステムの基本的な開発を概ね終了

⇒ 管理 ビジネスレジスターに記録した統計調査や行政記録等の情報は共通事業所コードにより一元
各府省の重複是正事務を推進するため、調査対象名簿や調査結果等の提出形式の自由化

○ 労働保険情報の受領・試験照会の実施(回答率 新設照会約65%、廃業照会約80%※)

- ・ 厚生労働省との調整の結果、平成23年7月以降、月次での受領を開始
- ・ 受領したデータについては分析を実施し、試験的に照会を実施
(照会は統計法第27条に基づく実施。調査客体に回答の義務はない)

※ このうち約4割は廃業であることを確認

○ 運用管理規程(案)を作成・合意〔別添1〕

ビジネスレジスタの具体的な事務に係る運用管理規程(案)を作成し、「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」において各府省と合意

- ・ 共通事業所コードの保持を明記
- ・ 当面記録する21統計調査を記述

○ 当面記録する21統計調査、労働保険情報及びEDINET情報の照会を実施

今後、効率的に活用するため、ビジネスレジスターの基盤となるデータとリンクさせるための照会を実施(約469万件のデータを照会)

ビジネスレジスタの整備に係る今後の取組について

平成24年度

- 労働保険情報に基づく照会を開始(月平均 新設照会約1万3千件、廃業照会約5千件)
 - 平成24年5月以降、毎月、照会を開始
 - ⇒ これに伴い、商業・法人登記情報に基づく照会は、労働保険情報に基づく照会対象との重複排除を実施した上で、年1回の照会に見直し、9月に実施予定
- 新システムの運用試験の実施
 - 動作確認、運用手順の確認、ビジネスレジスターから提供する母集団情報(年次フレーム等)の作成方法、統計調査の収録試験など新システムの運用に向けた所要の準備を実施
 - ⇒ 「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」において各府省と合意し、運用管理規程を決定
- EDINET情報の記録
 - ・ビジネスレジスターの整備情報として活用
 - ・財務省と連携して記録する情報の検討を実施 (⇒ 法人企業統計調査への活用を検討)
- 新システムの運用開始 (平成25年1月～)
- ビジネスレジスター統計の在り方を検討 (「事業所母集団データベース研究会」の開催)

平成25年度

- H24年次フレームの提供を開始 (平成25年6月末からの予定) [別添2]
- より正確な母集団情報の整備に向けた検討を開始
- ビジネスレジスター統計について、引き続き検討 [別添3]

ビジネスレジスタ―整備に向けた主な方策

- より正確な母集団情報の整備
より正確な母集団情報を整備するため、以下の状況を踏まえ、効率的・効果的なプロファイリング方法（郵送照会、電話確認、企業組織の確な確認等）を検討（「事業所母集団データベース研究会」を開催予定）
 - 行政記録情報は、必ずしも事業所単位ではない
労働保険情報は大企業を中心に本社等が支所分も含めて1データとなる場合があり、支所に関する情報を的確に捉えることが困難
 - 行政記録情報に基づく照会は、回答義務が無いこと等から、事業所等の存否や母集団情報に必要な情報が確実に把握されない
- 各統計調査における共通事業所・企業コードの保持
ビジネスレジスタ―の効率的な整備・効果的な活用にあたっては、各府省が統計調査結果に共通事業所・企業コードを保持することが不可欠であり、各府省の状況を把握し、必要な調整・サポートを検討
- ビジネスレジスタ―統計の作成・充実
ビジネスレジスタ―の記録情報を活用した統計として、どのような集計が可能かについて検討（「事業所母集団データベース研究会」を開催予定）
 - 年次フォームを用いた集計
 - 行政記録情報の照会結果等を用いた集計

事業所母集団データベース運用管理規程（案）

＜抜粋＞

平成 年 月 日

総務省統計局長・政策統括官（統計基盤担当）決定

統計法（平成19年法律第53号）（以下「法」という。）第27条の規定に基づき「事業所母集団データベース」の運用管理規程を次のとおり定める。

第 1 目的

この運用管理規程（以下「本規程」という。）は、事業所母集団データベースの利用について、必要事項を定め、事業所母集団データベースの適正な運用管理を図ることを目的とする。

第 2 定義

第 3 事業所母集団データベースの利用登録

第 4 統計調査実施計画の提出

第 5 母集団情報の利用手続

第 6 重複是正の事務手続

第 7 調査対象名簿の事務手続

第 8 調査結果名簿の事務手続

第 9 事業所母集団データベースに記録する統計調査

法第27条第 1 項、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年 3 月13日閣議決定）及び「事業所母集団データベースの整備方針」（平成23年 3 月25日総務大臣決定）に基づき、以下のとおり統計調査結果を事業所母集団DBに記録する。

- 1 国の行政機関は、事業所母集団DBに記録する統計調査（別添 3 参照）について、経済センサスと共通する事項を公表に合わせて事業所母集団DBに登録する。
- 2 経済基本構造統計課において、母集団情報を整備する情報及び補完データの情報として、登録された事項を事業所母集団DBに登録する。

第 10 母集団情報の適正管理等

第 11 共通事業所コードの保持

国の行政機関は、調査対象名簿、調査結果名簿等を登録するに当たって、過去に事業所母集団DBから付加された共通事業所コードがある場合には、それを必ず保持した状態で登録する。

事業所母集団データベースに記録する統計調査

総務省

経済センサス - 基礎調査
 経済センサス - 活動調査（経済産業省と共管実施）
 サービス産業動向調査
 科学技術研究調査
 個人企業経済調査

財務省

法人企業統計調査

文部科学省

学校基本調査

厚生労働省

毎月勤労統計調査
 賃金構造基本統計調査
 医療施設調査

農林水産省

農業センサス（法人組織経営体）
 漁業センサス（法人組織経営体）

経済産業省

商業統計調査
 工業統計調査
 経済産業省企業活動基本調査
 特定サービス産業実態調査
 特定サービス産業動態統計調査
 エネルギー消費統計調査
 中小企業実態基本調査
 商業動態統計調査

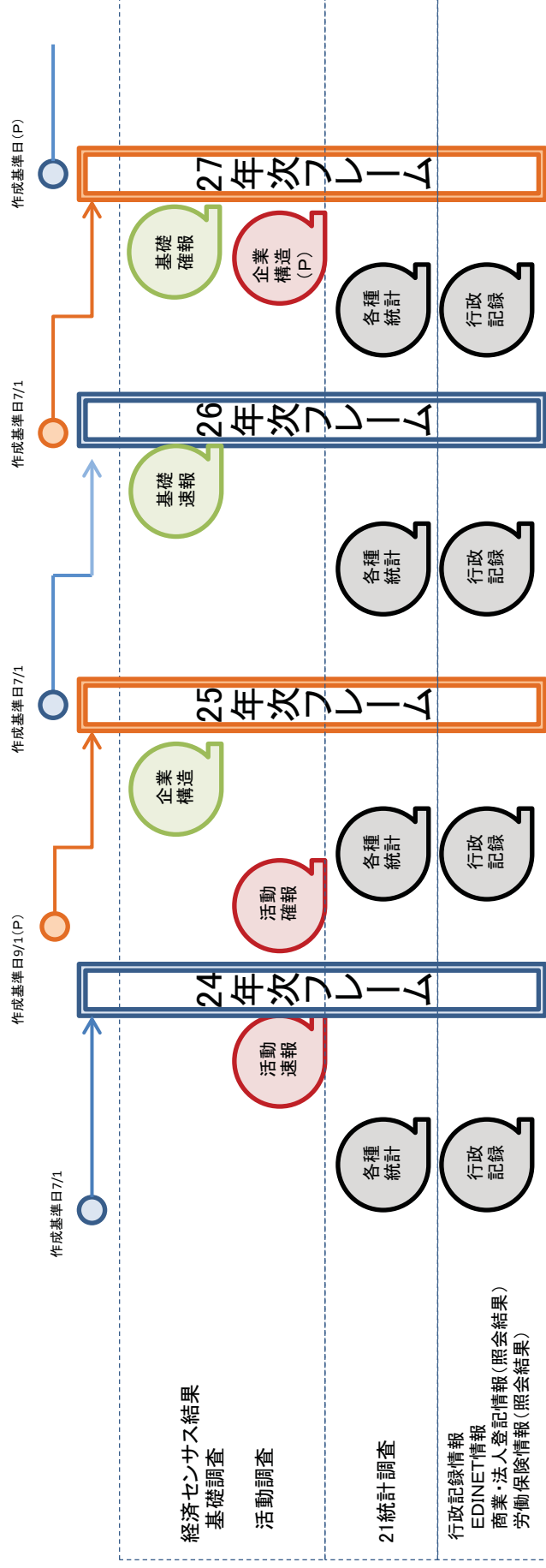
国土交通省

建設工事施工統計調査

記録情報を活用した年次フレームの作成イメージ

別添2

	平成24年	25年	26年	27年	28年
経済センサス スケジュール (予定)	2月	9月	7月		
	活動調査	企業構造確認 速報公表 確認公表	基礎調査	速報公表 企業構造確認 (P)	確認公表 活動調査



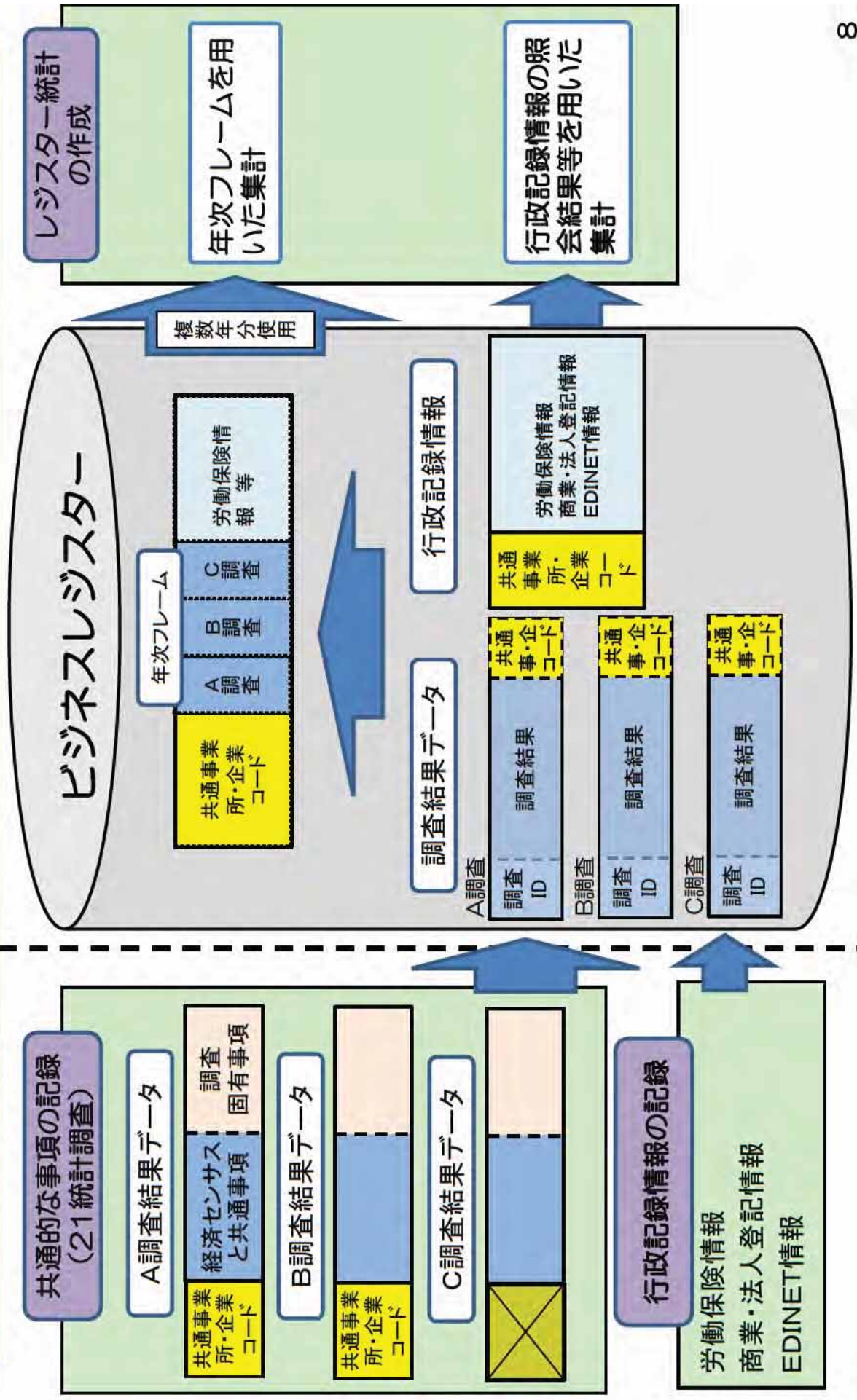
- 毎年度、基準日を設定(原則、7月1日)し、基準日から1年以内に提供を開始予定。
- 経済センサス結果に記録情報による補完を行った上、年次フレームとして提供予定。
- 記録をする21統計調査のうち、データベースの母集団を利用する調査については、共通コードを参照し情報の記録を行う。

- 労働保険情報、商業・法人登記情報の月次情報(新設・廃業)を活用し、照会を実施。
- 新設・廃業の照会結果やEDINET情報をより年次フレームを更新するとともに情報の記録を行う。

ビジネスレジスタ―統計(イメージ)

別添3-1

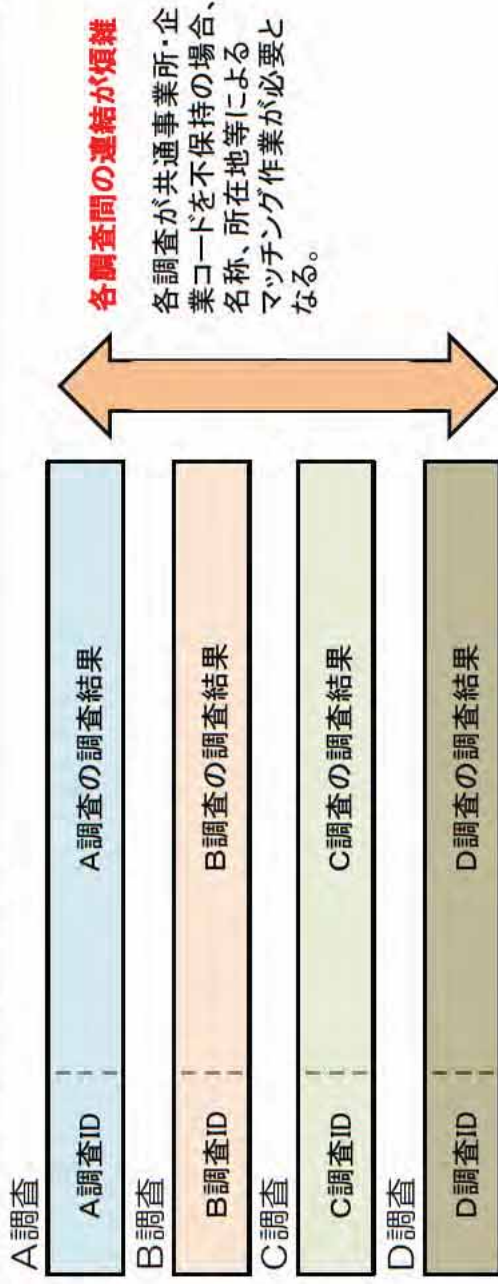
ビジネスレジスタ―の記録情報を活用した統計として、どのような集計が可能かについて、有識者を含めた研究会において検討中



共通事業所・企業コードを活用したデータ連携 (各調査間のイメージ)

別添3-2

「運用管理規程」や「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」において、各府省における共通事業所・企業コードの保持を推進



第27条

ビジネスレジスター

経済センサスと共通事項

共通事業所・企業コード

統計法においては、国・都道府県・政令市、日本銀行における調査の母集団・統計作成の目的で利用可能

第33条

A調査

A調査ID | A調査の調査結果

B調査

B調査ID | B調査の調査結果

C調査

C調査ID | C調査の調査結果

D調査

D調査ID | D調査の調査結果

各調査間の連結が容易

共通事業所・企業コードをキーにして連結・集計することが可能

共通事業所・企業コードを付与